

屋外広告部会運営規程

(設置)

第1条 屋外広告物制度における課題について検討することを目的とし、千葉市景観総合審議会設置条例（平成22年千葉市条例第103号。以下「条例」という。）の定めるところにより、千葉市景観総合審議会（以下「審議会」という。）に屋外広告部会を設置する。

(組織等)

第2条 屋外広告部会の委員は、審議会の委員のうちから、審議会会長が指名する。

2 屋外広告部会は6名以内の委員で組織する。

(審議等)

第3条 部会長は、千葉市屋外広告物条例（平成3年千葉市条例第63号）第8条に規定された許可の特例を適用しようとする屋外広告物の設置の可否及び当該広告物の意匠その他必要な事項について審議するものとする。

2 部会長は、条例第7条第6項に基づき審議会に報告するものとする。

3 第1項に基づき審議された事項は、条例第7条第8項に基づく審議会の議決とみなす。

第3条の2 前条に掲げるもののほか、部会長は、第1条の目的の達成に必要な事項について審議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の審議において準用する。

(会議の非公開)

第4条 屋外広告部会は、千葉市情報公開条例施行規則（平成12年千葉市規則第95号）第12条第1項第2号により千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条第2号、第3号及び第5号に該当するため、非公開とする。

附 則

この規程は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月22日から施行する。